

## 中堅企業等の成長促進に関するワーキンググループの開催について

令和 2 年 12 月 9 日  
中堅企業・中小企業・小規模事業者の  
活力向上に向けた関係省庁連絡会議決定  
令和 4 年 2 月 21 日  
一部改正

1. 地域経済の担い手として中核的な役割を果たすことが期待される中堅企業等の成長促進に向けて、中堅企業等を支援する施策を議論するため、内閣官房副長官(参)の総覧の下に、中堅企業等の成長促進に関するワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)を開催する。
2. ワーキンググループの構成員は、次のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、関係府省から構成員を追加することができる。

座	長	内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局長
主	査	経済産業省地域経済産業グループ長
構	成	内閣官房内閣審議官(内閣官房副長官補(内政担当)付)
	員	内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局次長
		金融庁監督局長
		デジタル庁統括官(国民向けサービス担当)
		総務省大臣官房総括審議官
		出入国在留管理庁次長
		外務省経済局長
		外務省国際協力局長
		文部科学省大臣官房総括審議官
		厚生労働省人材開発統括官
		農林水産省大臣官房総括審議官(新事業・食品産業)
		中小企業庁長官
		国土交通省総合政策局長

3. 前項に規定する者のほか、座長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を依頼することができる。
4. ワーキンググループの庶務は、内閣官房の協力を得て、経済産業省において処理する。

5. 前各項に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。